

麻薬向精神薬の原料の取扱いについて

①. 麻薬向精神薬原料規制の趣旨について

1. 麻薬向精神薬原料は、国際的に「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」において規制され、我が国においても「麻薬及び向精神薬取締法」(以下「法」という。)で規制されています。

法に基づき、現在20物質が「麻薬向精神薬原料」に定められており、その中の12物質が「特定麻薬向精神薬原料(2における、下線物質)」に指定されています。特定麻薬向精神薬原料は、その輸出輸入について、他の麻薬向精神薬原料より厳しい取扱いになっております。

麻薬向精神薬原料を輸入(輸出)する際の手続きは、輸入(輸出)を業とする場合と業としない場合で異なります。業とする場合とは、反復継続して輸入(輸出)をする場合です。業とする場合は、麻薬等原料輸入(輸出)業者業務届が義務づけられております。さらに特定麻薬向精神薬原料を輸入(輸出)する場合は、麻薬等原料輸入(輸出)業者業務届の届出をした上、さらに輸出、輸入の都度、届出が必要です。業としない場合は、麻薬向精神薬原料ごとに定めた量以下であれば、輸入(輸出)の届出や業務届は必要ありませんが、一定の量を超える麻薬向精神薬原料を輸入(輸出)する場合には届出が必要になります。

2. 麻薬向精神薬原料とは

アセトン	(50%を超えるもの)
トルエン	(50%を超えるもの)
メチルエチルケトン	(50%を超えるもの)
エチルエーテル	(50%を超えるもの)
アントラニル酸	(50%を超えるもの)
ピペリジン	(50%を超えるもの)
硫酸	(10%を超えるもの)
塩酸	(10%を超えるもの)
N-アセチルアントラニル酸	(50%を超えるもの)
4-アニリノ-1-フェネチルピペリジン	(50%を超えるもの)
イソサフロール	(50%を超えるもの)
エルゴタミン	(50%を超えるもの)
エルゴメリン	(50%を超えるもの)
過マンガン酸カリウム	(10%を超えるもの)
サフロール	(50%を超えるもの)
ピペロナル	(50%を超えるもの)
1-フェネチルピペリジン-4-オン	(50%を超えるもの)
無水酢酸	(50%を超えるもの)
3,4-メチレンジオキシフェニル-2-プロパノン	(50%を超えるもの)
リゼルギン酸	(50%を超えるもの)

* 下線の物質は、特定麻薬向精神薬原料である。

* アセチレンを充填した容器に内蔵された多孔物質に浸潤されたアセトン、放射性物質は除く。

* 車両、船舶等への搭載の有無にかかわらずバッテリーに使用されている硫酸については、平成18年6月27日付、薬食監麻発第0627001号の通知により、届出の除外対象になりました。なお、バッテリーに使用される予定の硫酸であっても、現にバッテリーに使用されていない硫酸を輸出、輸入する場合は届出が必要です。

3. 麻薬向精神薬原料一覧表

<p>特定麻薬向精神薬原料 【12物質】</p>	<p>業とする場合 ① 地方厚生(支)局長に業の届出 (第50条の27、50条の28) ② 地方厚生(支)局長にその都度の届出 (50条の29、50条の30、施行令1条) ただし、下記濃度以下は業の届出及びその 都度の届出不要 (50条の36、施行令8条の4、規則45条の8、規 則別表第3) N-アセチルアントラニル酸 50% 4-アニリノ-1-フェネチルピペリジン 50% イソサフロール 50% エルゴタミン 50% エルゴメリン 50% サフロール 50% ピペロナル 50% 1-フェネチルピペリジン-4-オン 50% 無水酢酸 50% 3、4-メチレンジ'オキシフェニル-2-プロパノ 50% リゼルギン酸 50% 過マンガン酸カリウム 10%</p>	<p>業としない場合 ① 下記量を超える場合、地方厚生(支)局長に その都度の届出 (50条の31、50条の32、規則45条の5) ただし、左記濃度以下はその都度の届出不要 (50条の36、施行令8条の4、規則45条の8、規則別 表第3) N-アセチルアントラニル酸 40kg 4-アニリノ-1-フェネチルピペリジン -* イソサフロール 4kg エルゴタミン 20g エルゴメリン 10g サフロール 4kg ピペロナル 4kg 1-フェネチルピペリジン-4-オン -* 無水酢酸 210kg 3、4-メチレンジ'オキシフェニル-2-プロパノ 4kg リゼルギン酸 10g 過マンガン酸カリウム 55kg * 量規定なし。</p>
<p>上記以外の 麻薬向精神薬原料 【8物質】</p>	<p>業とする場合 ① 地方厚生(支)局長に業の届出 (50条の27、50条の28) ただし、下記濃度以下は業の届出不要 (50条の36、施行令8条の4、規則45条の8、規 則別表第3) アセトン 50% アントラニル酸 50% エチルエーテル 50% 塩化水素(塩酸) 10% トルエン 50% ピペリジン 50% メチルエチルケトン 50% 硫酸 10%</p>	<p>業としない場合 ① 下記量を超える場合、地方厚生(支)局長に その都度の届出 (50条の31、50条の32、規則45条の5) ただし、左記濃度以下はその都度の届出不要(50 条の36、施行令8条の4、規則45条の8、規則別表 第3) アセトン 150kg アントラニル酸 30kg エチルエーテル 140kg 塩化水素(塩酸) 20kg トルエン 170kg ピペリジン 500g メチルエチルケトン 160kg 硫酸 20kg</p>

4. 届出の提出先

業務届、業務の変更届、業務の廃止届は、それぞれの業務所を管轄する地方厚生(支)局長宛に、5年毎の業務届受理証明書の更新及び紛失した際の再発行の証明願はそれぞれの業務所を管轄する地方厚生局麻薬取締部長宛に行ってください。それぞれの記載方法については、別添記載の手引きを参照して下さい。

届出や証明願はそれぞれの業務所を管轄する地方厚生局麻薬取締部(以下「麻薬取締部」という。)の窓口に直接持参或いは郵送して下さい。なお、郵送される場合は届出書類と共に、簡易書留以上の返信手段(宛先を明記の上、A4サイズ以上の封筒、送料は自己負担です)を講じて下さい。

前記返信手段によらず万一紛失等の事故が発生した場合、当部では責任を負いかねますのでご注意下さい。また、事故経緯等調査のため再発行まで相当時間を要することがあります。

届出の際、届出内容についていくつか質問させていただくことがあります。なお、受理証明書は届出

受理後、概ね1週間から10日間で交付しますが、申請が混雑するなどの理由で(特に4月～6月)時間が多少かかる場合もありますので、余裕を持って提出して下さい。

*** 営業所所在地が北海道の方**

厚生労働省北海道厚生局麻薬取締部

調査総務課 許認可担当

〒060-0808

札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎

電話番号 011-726-3131 FAX 番号 011-709-8063

*** 営業所所在地が青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、福島県の方**

厚生労働省東北厚生局麻薬取締部

調査総務課 許認可担当

〒980-0014

仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎

電話番号 022-221-3701 FAX 番号 022-221-3713

*** 営業所所在地が茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県の方**

厚生労働省関東信越厚生局麻薬取締部

調査総務課 許認可担当

〒102-8309

東京都千代田区九段南1丁目2番1号九段第三合同庁舎17階

電話番号 03-3512-8691 FAX 番号 03-3512-8689

*** 営業所所在地が静岡県、愛知県、三重県、富山県、石川県、岐阜県の方**

厚生労働省東海北陸厚生局麻薬取締部

調査総務課 許認可担当

〒460-0001

名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館

電話番号 052-951-0688 FAX 番号 052-951-6876

*** 営業所所在地が福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の方**

厚生労働省近畿厚生局麻薬取締部

調査総務課 許認可担当

〒540-0008

大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

電話番号 06-6949-6336 FAX 番号 06-6949-6339

*** 営業所所在地が岡山県、広島県、山口県、島根県、鳥取県の方**

厚生労働省中国四国厚生局麻薬取締部

調査総務課 許認可担当

〒730-0012

広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館

電話番号 082-227-9011 FAX 番号 082-227-9174

***営業所所在地が香川県、愛媛県、徳島県、高知県の方**

厚生労働省四国厚生支局麻薬取締部

調査総務課 許認可担当

〒760-0019

高松市サンポート3番33号高松サンポート合同庁舎4階

電話番号 087-811-8910 FAX 番号 087-823-8810

***営業所所在地が福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、
沖縄県の方**

厚生労働省九州厚生局麻薬取締部

調査総務課 許認可担当

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎

電話番号 092-472-2331 FAX 番号 092-451-4539

5. 義務事項(必ず読んで下さい)

麻薬等原料輸入(輸出)業者等に対して義務づけられている事項は、次のとおりです。なお、虚偽の届出をした場合は、罰則があります。(法第72条、法第73条の2)

①業務の届出(法第50条の27)

業として輸入(輸出)する場合、業務の届出が必要です。

業務届の受理後、特定麻薬向精神薬原料以外の麻薬向精神薬原料を輸入(輸出)する業者には麻薬取締部長名の「麻薬等原料輸入(出)業者業務届受理証明書」(業務の届出のあった日から5年間を経過した日の属する年の6月30日を有効期限とする。)を発行します。この証明書が、通関の際の証明書となります。

②業務の変更の届出(法第50条の27)

業務届の内容に変更が生じた場合は、業務変更の届出が必要です。

麻薬等原料輸入(輸出)業者として届け出た事項を変更しようとするときは、麻薬取締部に地方厚生(支)局長宛の業務変更届を提出して下さい。

③業務廃止の届出(法第50条の28)

業務を廃止した場合は、業務廃止の日から30日以内に届出が必要です。また、受理証明書原本も同時に返納しなければなりません。

麻薬向精神薬原料に関する業務を廃止したときは、麻薬取締部に厚生(支)局長宛の業務廃止届を30日以内に届け出て下さい。麻薬等原料輸入(輸出)業者が死亡又は解散したときは、その相続人又は解散後の法人の代表者が同様に30日以内に届け出て下さい。麻薬向精神薬原料輸入(輸出)の業務を行う営業所(以下「麻薬等原料営業所」という。)が移転した場合は、移転前の営業所については業務廃止の届出を、移転後の営業所で引き続き麻薬向精神薬原料を取り扱う場合は新たに業務の届出(①参照)をして下さい。

④麻薬等原料輸入業者の特定麻薬向精神薬原料輸入の届出(法第50条の29)

特定麻薬向精神薬原料(前記下線付きの麻薬等原料)の輸入については、その都度の届出が必要です。届出は別記第39号様式で行って下さい。麻薬取締部の受理印を押した届出書の副本を返戻しますので、通関の際の証明書として下さい。

⑤麻薬等原料輸出業者の特定麻薬向精神薬原料輸出の届出(法第50条の30)

特定麻薬向精神薬原料の輸出については、その都度の届出が必要です。届出は別記第39号様式で行って下さい。麻薬取締部の受理印を押した届出書の副本を返戻しますので、通関の際の証明書として下さい。

⑥麻薬等原料輸入業者以外の者の輸入の届出(法第50条の31)

麻薬向精神薬原料(前記一覧表掲載)の輸入については、その都度の届出が必要です。届出

は別記第39号様式で行って下さい。麻薬取締部の受理印を押した届出書の副本を返しますので、通関の際の証明書として下さい。

⑦麻薬等原料輸出業者以外の者の輸出の届出(法第50条の32)

麻薬向精神薬原料(前記一覧表掲載)の輸出については、その都度の届出が必要です。届出は別記第39号様式で行って下さい。麻薬取締部の受理印を押した届出書の副本を返しますので、通関の際の証明書として下さい。

⑧記録[業務届出者に限る](法第50条の34)

輸入し、輸出し、譲り渡し、又は譲り受けた麻薬向精神薬原料の品名、数量及びその年月日並びに相手方の氏名、名称及び住所を記録しなければなりません。これらの記録は記録の日から2年間、麻薬等原料営業所において保存して下さい。記録の様式は、上記事項が記載されたものであれば、帳簿、カード、伝票等のいずれでも、これらのコピーでも差し支えありません。なお、納入伝票をもって記録とする場合は、麻薬向精神薬原料を記載した伝票のみを綴ることとし、他の伝票とともに綴らないで下さい。

⑨輸出の際の表示(法第50条の35)

麻薬等原料輸出業者は、麻薬向精神薬原料を輸出するときは、その品名及び数量について虚偽の表示をしてはなりません。

⑩業務の継続及び再交付(平成9年5月29日 薬麻第949号)

麻薬等原料輸入(輸出)業者業務届受理証明書の有効期間は、業務の届出のあった日から5年を経過した日の属する年の6月30日までです。継続して業務を行う場合は、有効期間の満了する年の5月1日から6月30日までの間に更新の手続きをする必要があります。

6. 立入検査(法第50条の38)

法に基づき、麻薬等原料営業所の立入検査を行うことがあります。取り扱っている麻薬向精神薬原料の保管場所、記録等、その管理に関する基本的な情報については、麻薬等原料営業所において常時把握しておいて下さい。

7. その他

①関係書類の保管

麻薬等原料輸入(輸出)業者業務届及び業務変更届の際に、これら届出書の副本に麻薬取締部の受理印を押して返しますので、棄損・亡失しないようにして下さい。業務届及び業務変更届の副本は立入検査の際に提示を求められますので大切に保管しておいて下さい。

また、業務届受理証明書は通関の際の証明書になりますので、大切に保管しておいて下さい。なお、業務廃止時には業務廃止届を提出すると同時に業務届副本、業務届受理証明書を返納して下さい。

②届出書類作成上の注意

社長印は、登記所に届け出ている実印を使用して下さい。

届出書類の右上の捨印は、必ず押印する必要はありませんが、押印が無くて訂正があった場合は、再度作成し直していただきます。

②. 新規の麻薬等原料輸入(輸出)業者業務届について

1. 届出が必要な方

麻薬向精神薬原料の輸出、輸入を業としている方。

なお、研究者が自己の研究目的のために行う輸入等で、尚且つ1回限りの輸入・輸出であると言ふ場合は、その輸出力、輸出力が麻薬向精神薬原料一覧表にある量以下である場合に限り、届出をする必要はありません。

2. 新規届出に必要な書類

- * 届出書 (別添様式をご利用下さい) 正本2部
- * 登記簿謄本またはその写し(但し3ヶ月以内に発行されたもの) 1部
- * 返信用封筒【受理証明書を郵送での受取りを希望する方】 1枚

簡易書留以上の返信手段(宛先を明記の上、A4サイズ以上の封筒、送料は自己負担です)

なお、麻薬等原料輸入業者業務届と、麻薬等原料輸出業者業務届は全く別の業態ですので、輸入、輸出両方業とする方は、それぞれ別に届出が必要です。ただし、登記簿謄本及び返信用封筒は1部でかまいません。

3. 記載方法

- (1) A4規格の別添様式を用いて、記載例を参考に記入して下さい。
 - ※ なお、当該手引きをFAXで入手した方は、インク消しを用いて、再度コピーする等して、FAXした痕が無い用紙を使用して下さい。
- (2) 営業所所在地欄にはビル名まで、営業所名称欄には支店名まで正確に記載して下さい。
 - ※ 輸入業者の営業所とは通常インボイスの宛先となっている所です。通関業者については記載の必要はありません。輸出業者についても輸入業者に準じます。以下同じ。
- (3) 取り扱う麻薬向精神薬原料の品名欄には、商品名ではなく「2. 麻薬向精神薬原料とは」に掲げる化学名を記載して下さい。(例:メチルエチルケトン、アセトン、トルエン等)。なお、後日品名に変更があった場合は、変更届を提出して下さい。
- (4) 年月日欄は業務届を麻薬取締部に届け出る日を記入して下さい。
- (5) 住所欄の記載事項
登記簿記載の本店の所在地、(外国に本店がある場合、日本における支店)
- (6) 氏名欄
名称(商号)及び代表者(最高責任者)の氏名
社印(角印)及び代表者印
(登記所に届け出ている実印。社印のない方は代表者印のみで結構です。)
*なお、個人の場合は、住民票記載事項を、外国人の場合、外国人登録証記載事項を記入して下さい。
- (7) 欄外には、届出事業所等の連絡担当者の所属・氏名・電話番号・FAX番号を記載して下さい。

(新規の場合の記載例)

☆輸入又は輸出を記入すること

☆捨印(社長印)

別記第37号様式(45条の2関係)



麻薬等原料.....業者業務届

印

麻薬等原料 営業所	所在地	東京都〇〇区××1-2-3 ☆☆ビル
	名称	◇△株式会社 □▽支店
取り扱う麻薬向精神薬原料 の品名		硫酸
備考		

上記のとおり、業務を届け出ます。

平成 年 月 日



☆日付は届出日(郵送の場合は投函日)を記入
☆登記簿の本店の所在地



住所 東京都〇〇区△▽3-4-5

氏名 ◇△株式会社

代表取締役 麻薬 太郎 印



☆社印(角印)と社長印(丸印)
☆社印(角印)のない会社は社長印(丸印)のみでよい

★ ↓夫々の業務所を管轄する厚生局を記入して下さい

関東信越 厚生(支)局長 殿

担当者 〇〇部 麻薬次郎
TEL 03-XXXX-XXXX
FAX 03-XXXX-XXXX

麻薬等原料

業者業務届

麻薬等原料 営業所	所在地	
	名称	
取り扱う麻薬向精神薬原料 の品名		
備考		
<p>上記のとおり、業務を届け出ます。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>厚生(支)局長 殿</p>		

担当者

TEL : ()

FAX : ()

③. 麻薬等原料輸入(輸出)業者業務変更届について

1. 届出している業務内容に変更が生じたときは、変更届が必要です。具体的には

- (1) 麻薬等原料営業所の名称が変更になった場合。
- (2) 取り扱う麻薬向精神薬原料の品名が増えた。または減った場合。
- (3) 麻薬等原料営業所の住所は変わらないが、本社(本店)の住所が変更になった場合。
- (4) 氏名欄の会社名が変更になった場合。

- A. 単に会社名が変更になった→変更届
- B. 相手方を吸収して、存続会社となった。そして会社名が変更になった→変更届
- C. 元の法人が解散した、吸収された場合→廃止届及び新規届

等です。なお、

- (5) 麻薬等原料営業所の所在地が変更になった。
- (6) 営業所の所在地と、本社(本店)住所が同一で、本社、営業所共、住所変更になった。
- (7) 元の法人が解散した、吸収されたという理由で会社名が変更になった。

等の場合は、変更届ではなく、一旦廃止届をし、新規に届出をしていただくことになります。また、代表取締役が替わった、担当者が替わった、等の場合は届出の必要はありません。

2. 変更届に必要な書類(変更内容により、必要な書類が変わります)

- * 麻薬等原料輸入(輸出)業者業務変更届(別添様式をご利用下さい) 2部
- * 変更後の登記簿謄本またはその写し(但し3ヶ月以内に発行されたもの) 1部
- * 受理証明書原本(コピー可、コピーの送付の場合は、後日返納すること)
- * 返信用封筒【受理証明書を郵送での受取りを希望する方】 1枚

簡易書留以上の返信手段(宛先を明記の上、A4サイズ以上の封筒、送料は自己負担です)

3. 記載方法

(1) A4規格の別添様式を用いて、記載例を参考に記入して下さい。

*なお、当該手引きを FAX で入手した方は、インク消しを用いて、再度コピーする等して、F
AXした痕が無い用紙を使用して下さい。

(2) 取り扱う麻薬向精神薬原料の品名欄には、変更後の品名すべてを記載して下さい。業務の届出年月日は、業務届出年月日(受理証明書に記載されている届出年月日)を記入して下さい。また、麻薬向精神薬原料の品名は、商品名ではなく、化学名(例:メチルエチルケトン、アセトン、トルエン、硫酸)を記載して下さい。

(3) 備考欄には、

業務の届出年月日 平成〇〇年〇月〇日
変更年月日 社名変更の場合はその日
取扱品目変更の場合は変更届の提出日
変更の事由 例)社名が乙商事から甲商社に変更の為、取扱品目が増えた為
(変更前の届出事項を記載する)

を記載して下さい。

(4) 住所欄の記載事項

登記簿記載の本店の所在地、(外国に本店がある場合、日本における支店)

(5) 氏名欄

名称(商号)及び代表者(最高責任者)の氏名

社印(角印)及び代表者印

(登記所に届け出ている実印。社印のない方は代表者印のみで結構です。)

*なお、個人の場合は、住民票記載事項を、外国人の場合、外国人登録証記載事項を記入して下さい。

(6) 欄外には、届出事業所の連絡担当者の所属・氏名・電話番号・FAX番号を記載して下さい。

(変更の場合の記載例)

☆輸入又は輸出を記入

☆捨印(社長印)



別記第37号様式(45条の2関係)

印

麻薬等原料 _____ 業者業務変更届

麻薬等原料 営業所	所在地	東京都〇〇区××1-2-3 ☆☆ビル
	名称	◇△株式会社 □▽支店
取り扱う麻薬向精神薬原料 の品名	アセトン、メチルエチルケトン	
備考	業務の届出年月日 平成 〇年 △月 ◇日 変更年月日 平成 ×年 ×月 ×日 変更の事由 取扱品目が増えたため (変更前の届出事項 アセトン)	
<p>上記のとおり、変更を届け出ます。</p> <p>平成 年 月 日 ← ☆日付は届出日(郵送の場合は投函日)を記入 ☆登録簿の本店の所在地</p> <p>↓</p> <p>住所 東京都☆☆区△▽3-4-5 氏名 ◇△株式会社 代表取締役 麻薬 太郎 印</p> <p>↑ ☆社印(角印)と社長印(丸印) ☆社印(角印)のない会社は社長印(丸印)のみでよい</p> <p>★ ↓夫々の業務所を管轄する厚生局を記入して下さい</p> <p>関東信越 厚生(支)局長 殿</p>		

担当者 〇〇部 麻薬次郎

TEL:03-XXXX-XXXX

FAX:03-XXXX-XXXX

麻薬等原料

業者業務変更届

麻薬等原料 営業所	所在地	
	名称	
取り扱う麻薬向精神薬原料 の品名		
備 考		
<p>上記のとおり、変更を届け出ます。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>厚生(支)局長 殿</p>		

担当者

TEL : ()

FAX : ()

④. 業務の継続(受理証明書の更新)について

麻薬等原料輸入(輸出)業者業務届受理証明書の有効期間は、業務の届出のあった日から5年を経過した日の属する年の6月30日までです。継続して業務を行う場合は、有効期間の満了する年の5月1日から6月20日までの間に更新の手続きをする必要があります。

1. 提出書類

- * 麻薬等原料輸入(輸出)業務届受理証明願(別添様式を利用下さい。) 正本1部
- * 登記簿謄本またはその写し(但し3ヶ月以内に発行されたもの) 1部
- * 受理証明書原本(有効期間が満了する証明書) 1部
(コピー可、コピーの送付の場合は、後日返納すること)
- * 返信用封筒【受理証明書を郵送での受取りを希望する方】 1枚
簡易書留以上の返信手段(宛先を明記の上、A4サイズ以上の封筒、送料は自己負担です)

2. 記載方法

- (1)この受理証明願は、業務届を提出して5年後の有効期間満了後も引き続き業務を継続する場合に提出して下さい。A4規格の別添様式を用いて、記載例に沿って記入して下さい。
なお、当該手引きをFAXで入手した方は、インク消しを用いて、再度コピーする等して、FAXした痕が無い用紙を使用して下さい。
- (2)有効期間の満了する時期は、届出が込み合い、証明書の発行が遅れるおそれもありますので早めの更新手続きをお勧めします。
なお、有効期間を逸して更新される場合、上記提出書類に加えて理由書の提出を求めますのでご承知おき下さい。
- (3)証明書番号欄は、従前の証明書の番号を記載して下さい。
- (4)届出年月日欄は、最初の業務届の届出年月日を記入して下さい。
- (5)所在地、名称の記載は営業所の所在地、営業所の名称を業務届(業務変更届を提出している場合は最新の業務変更届)の記載事項のとおり記載して下さい。
ただし、証明願の提出にあたり、社名や取扱品目等の変更等がある場合は、変更届も同時に提出して下さい。
- (6)証明願の理由欄は、「有効期間満了による。」と記載して下さい。その際、同欄には受理証明書に記載されている有効期間満了日の日付を記載して下さい。
- (7)住所欄の記載事項
登記簿記載の本店の所在地、(外国に本店がある場合、日本における支店)
- (8)氏名欄
名称(商号)及び代表者(最高責任者)の氏名
社印(角印)及び代表者印
(登記所に届け出ている実印。社印のない方は代表者印のみで結構です。)
*なお、個人の場合は、住民票記載事項を、外国人の場合、外国人登録証記載事項を記入して下さい。
- (9)欄外には、届出事業所等の連絡担当者の所属・氏名・電話番号・FAX番号を記載して下さい。

(更新の場合の記載例)

☆捨印(社長印)
☆輸入又は輸出を記載 ↓
↓ 印

麻薬等原料 _____ 業者 業務届受理証明願		
証 明 書 番 号	〇〇第5〇-×××号	届 出 年 月 日 平成△年〇月×日
麻薬等原料 営業所	所在地	東京都〇〇区××1-2-3 ☆☆ビル
	名 称	◇△株式会社 □▽支店
証 明 願 の 理 由	有効期間満了による。(平成 〇年 △月 □日) ↑ ☆受理証明書記載の有効期間	
上記の理由により、麻薬等原料 _____ 業者業務届の受理を証明願います。 ↑ ☆輸入又は輸出を記載 平成 年 月 日 ↑ ☆日付は届出日(郵送の場合は投函日)を記入 ☆登記簿の本店の所在地 ↓ 住 所 東京都☆☆区△▽3-4-5 氏 名 ◇△株式会社 代表取締役 関東信越 次郎 印 ↑ ☆社印(角印)と社長印(丸印) ☆社印(角印)のない会社は社長印(丸印)のみでよい ★ ↓ 夫々の業務所を管轄する厚生局を記入して下さい 関東信越 厚生(支)局麻薬取締部長 殿		

担当者

TEL : ()

FAX : ()

麻薬等原料 業者
業務届受理証明願

証 明 書 番 号		届 出 年 月 日	
麻薬等原料 営業所	所 在 地		
	名 称		
証 明 願 の 理 由			
<p>上記の理由により、麻薬等原料 業者業務届の受理を証明願います。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">厚生(支)局麻薬取締部長 殿</p>			

担当者

TEL : ()

FAX : ()

⑤. 受理証明書の再交付について

麻薬等原料輸入(輸出)業者業務届受理証明書を亡失又はき損した場合は、再交付を申請する必要があります。

1. 提出書類

- * 麻薬等原料輸入(輸出)業者業務届受理証明書再交付申請書 正本1部
(別添様式を利用下さい。)
- * 登記簿謄本またはその写し(但し3ヶ月以内に発行されたもの) 1部
- * 理由書(始末書) 1部
- * 返信用封筒【受理証明書を郵送での受取りを希望する方】 1枚
簡易書留以上の返信手段(宛先を明記の上、A4サイズ以上の封筒、送料は自己負担です)

2. 記載方法

- (1)「麻薬等原料輸入(輸出)業者業務届受理証明書再交付申請書」(再交付申請書)は、受理証明書をき損又は亡失した場合に提出して下さい。
亡失の場合は再交付を申請する前に、よく探して下さい。
※き損した場合の申請は、き損した受理証明書を添付して下さい。
※亡失の場合は、理由書を添付して下さい。
※亡失した受理証明書が発見された場合は、直ちに返納して下さい。
※様式についてはA4規格の別添様式を用いて、記載例に沿って記入して下さい。なお、当該手引きをFAXで入手した方は、インク消しを用いて、再度コピーする等して、FAXした痕が無い用紙を使用して下さい。
- (2) 証明書番号欄は、受理証明書の番号です。どうしても不明の場合は空欄にして下さい。
- (3) 届出年月日は、受理証明書に記載されている届出年月日を記入して下さい。どうしても不明の場合は空欄にして下さい。
- (4) 営業所の所在地、名称欄は、亡失(き損)した受理証明書のとおり記載して下さい。どうしても不明の場合は問い合わせして下さい。
- (5) 再交付の理由欄は、例:亡失の為、き損の為 等記載して下さい。
- (6) 申請の年月日欄は、提出日を記載して下さい。
- (7) 住所欄の記載事項
登記簿記載の本店の所在地、(外国に本店がある場合、日本における支店)
- (8) 氏名欄
名称(商号)及び代表者(最高責任者)の氏名
社印(角印)及び代表者印
(登記所に届け出ている実印。社印のない方は代表者印のみで結構です。)
*なお、個人の場合は、住民票記載事項を、外国人の場合、外国人登録証記載事項を記入して下さい。
- (9) 欄外には、届出事業所等の連絡担当者の所属・氏名・電話番号・FAX番号を記載して下さい。

理由書については、年月日は提出日、宛先は管轄する厚生局麻薬取締部長です。会社の所在地、会社名、代表者名を記載し、会社印と代表者印を押印して下さい。記載内容は、
※紛失理由(例:保管が悪く紛失した等記載)
※今後の管理について(保管者名、保管場所等記載)
※受理証明書を発見した場合は、発見した証明書を直ちに返納する旨を記載して下さい。

(亡失又はき損した場合の記載例)

☆輸入又は輸出を記載
↓

☆捨印(社長印)
↓
印

<h2 style="margin: 0;">麻薬等原料.....業者業務届</h2> <h3 style="margin: 0;">受理証明書再交付申請書</h3>			
証 明 書 番 号	〇〇第〇-〇〇号	届 出 年 月 日	平 成 年 月 日
麻薬等原料営業所	所在地	東京都〇〇区××1-2-3 ☆☆ビル	
	名 称	◇△株式会社 □▽支店	
再 交 付 の 理 由	亡失した為 又はき損の為		
<p>上記のとおり、麻薬等原料.....業者業務届受理証明書の再交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;"> ↑ ☆輸入又は輸出を記載 </p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;"> ↑ ☆日付は届出日(郵送の場合は投函日)を記入 ☆登録簿の本店の所在地 ↓ </p> <p style="text-align: center;">住所 東京都☆☆区△▽3-4-5</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ◇△株式会社</p> <p style="text-align: center;">代表取締役 大麻 次郎 印</p> <p style="text-align: center;"> ↑ ☆社印(角印)と社長印(丸印) ☆社印(角印)のない会社は社長印(丸印)のみでよい </p> <p style="color: red;">★ ↓ 夫々の業務所を管轄する厚生局を記入して下さい</p> <p>関東信越 厚生(支)局麻薬取締部長 殿</p>			

担当者 〇〇部 麻薬太郎 TEL:03-XXXX-XXXX
 FAX:03-XXXX-XXXX

麻薬等原料 業者業務届
受理証明書再交付申請書

証 明 書 番 号		届 出 年 月 日	
麻薬等原料営業所	所在地		
	名 称		
再 交 付 の 理 由			
<p>上記のとおり、麻薬等原料 業者業務届受理証明書の再交付を申請します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">厚生(支)局麻薬取締部長 殿</p>			

担当者

TEL : ()

FAX: : ()

(理由書記載例)

平成 年 月 日

関東信越厚生局麻薬取締部長 殿

☆登録簿の本店の所在地です



住 所 東京都☆☆区△▽3—4—5

氏 名 ◇△株式会社

代表取締役 関東信越 次郎 印



☆社印(角印)と社長印(丸印)

理 由 書

- ① 紛失理由
- ② 今後の管理について
- ③ 受理証明書が見つかった時は直ちに返納する旨

を記載して下さい。

⑥. 業務廃止の届出(法第50条の28)

麻薬向精神薬原料に関する業務を廃止したときは、麻薬取締部に地方厚生(支)局長宛の業務廃止届を30日以内に届け出て下さい。

麻薬等原料輸入(輸出)業者が死亡又は解散したときは、その相続人又は解散後の法人の代表者が同様に30日以内に届け出て下さい。

麻薬等原料営業所が移転した場合は、移転前の営業所については業務廃止の届出を、移転後の営業所で引き続き麻薬向精神薬原料を取り扱う場合は新しく業務の届出をして下さい。

1. 提出書類

- * 廃止届(別添様式を利用下さい) 正本1部
- * 受理証明書原本
- * 業務届の副本(業務変更届の副本)

2. 記載方法

- (1) A4規格の別添様式を用いて、記載例に沿って記入して下さい。なお、当該手引きを FAX で入手した方は、インク消しを用いて、再度コピーする等して、FAXした痕が無い用紙を使用して下さい。
- (2) 業務届出年月日欄は、最初の業務届出年月日を記載して下さい。
- (3) 所在地、名称欄は、業務届(業務変更届を提出している場合は最新の業務変更届)に沿って記入して下さい。
- (4) 氏名欄は、業務届(業務変更届を提出している場合は最新の業務変更届)に沿って記入して下さい。住所・氏名は、新しい住所・氏名をお願いします。
- (5) 届出義務者続柄欄は、業務届をした会社と同じであれば「同一法人」と記載し、他社に吸収合併された場合は、「吸収合併後の法人」と記載し、破産した場合は、「破産管財人」等記載して下さい。

4. 注意事項

業務届等は、業務廃止届と同時に返納して下さい。

(廃止の場合の記載例)

☆社長印(訂正に使用)

☆輸入又は輸出を記載

↓
印

麻薬等原料 _____ 業者業務廃止届

業務届出年月日		平成 ○年 △月 ×日
麻薬等原料 営業所	所在地	東京都○○区××1-2-3 ☆☆ビル
	名称	◇△株式会社 □▽支店
氏名	◇△株式会社	
業務廃止の事由 及びその年月日	○○○○のため平成 年 月 日	

上記のとおり、業務廃止を届け出ます。

平成 年 月 日

↑
☆日付は届出日(郵送の場合は投函日)を記入

☆登録簿の本店の所在地

住所 東京都☆☆区△▽3-4-5

届出義務者続柄 ○○○○

氏名 ◇△株式会社

代表取締役 関東信越 次郎 印

↑
☆社印(角印)と社長印(丸印)

☆社印(角印)のない会社は社長印(丸印)のみでよい

★ ↓ 夫々の業務所を管轄する厚生局を記入して下さい

関東信越 厚生(支)局長 殿

麻薬等原料

業者業務廃止届

業務届出年月日		平成 年 月 日
麻薬等原料 営業所	所在地	
	名称	
氏 名		
業務廃止の事由 及びその年月日		
<p>上記のとおり、業務廃止を届け出ます。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>届出義務者続柄</p> <p>氏 名</p> <p>厚生(支)局長 殿</p>		

⑦. 麻薬等原料輸入業者の特定麻薬向精神薬原料輸入の届出(法第50条の29)

特定麻薬向精神薬原料の輸入については、その都度の届出が必要です。届出は別記第39号様式で行って下さい。麻薬取締部の受理印を押した届出書の副本を返しますので、通関の際の証明書として下さい。

⑧. 麻薬等原料輸出業者の特定麻薬向精神薬原料輸出の届出(法第50条の30)

特定麻薬向精神薬原料の輸出については、その都度の届出が必要です。届出は別記第39号様式で行って下さい。麻薬取締部の受理印を押した届出書の副本を返しますので、通関の際の証明書として下さい。

⑨. 麻薬等原料輸入業者以外の者の輸入の届出(法第50条の31)

麻薬向精神薬原料の輸入については、その都度の届出が必要です。届出は別記第39号様式で行って下さい。麻薬取締部の受理印を押した届出書の副本を返しますので、通関の際の証明書として下さい。

⑩. 麻薬等原料輸出業者以外の者の輸出の届出(法第50条の32)

麻薬向精神薬原料の輸出については、その都度の届出が必要です。届出は別記第39号様式で行って下さい。麻薬取締部の受理印を押した届出書の副本を返しますので、通関の際の証明書として下さい。

1. 提出書類

- * 麻薬等原料輸入(輸出)届(別添様式を利用下さい) 正本2部
 - * 返信用封筒【受理証明書を郵送での受取りを希望する方】 1枚
- 簡易書留以上の返信手段(宛先を明記の上、A4サイズ以上の封筒、送料は自己負担です)

(輸入の場合の記載例)

該当する態様を残す

社長印
(捨印)

別記第39号様式(第45条の4関係)

麻薬向精神薬原料輸入~~(輸出)~~届

業務届出年月日	麻薬等原料輸入業者を届け出た日を記入 (1回業者は、未記入)	
営業者の種類	麻薬等原料輸入業者 (1回業者は、未記入)	
輸入 (輸出) しようとする麻薬向精神薬原料	品名	数量
	トルエン	200Kg
輸入 (輸出) の期間	平成◆年◆月◆日から平成◇年◇月◇日までの間	
輸入 (輸出) 者	住所 (法人にあつては、 主たる事務所の所 在地)	輸出者の住所(国名まで)
	氏名 (法人にあつては、 名称、代表者名)	輸出者の会社名
運送の方法	船便(航空便)	
輸入 (輸出) 港名	〇〇港(△△空港)	
輸出に係る仕向地	<u>輸出の場合のみ記入</u>	
上記のとおり、麻薬向精神薬原料を輸入 (輸出) したいので届け出ます。		
平成◆◆年◎◎月■■日		
所在地	東京都☆☆区□△1-2-3	
麻薬等原料営業所	名称 ●●会社 ▲▲事業所	
住所	東京都◎◎区▽□4-5-6	
氏名	●●会社	
★ ↓夫々の業務所を管轄する厚生局を記入して下さい		
関東信越 厚生(支)局長 殿		

別記第39号様式(第45条の4関係)

麻薬向精神薬原料輸入(輸出)届

業務届出年月日			
営業者の種類			
輸入(輸出)しようとする麻薬向精神薬原料		品名	数量
輸入(輸出)の期間			
輸入 (輸出) 者	住所 (法人にあっては、 主たる事務所の所 在地)		
	氏名 (法人にあっては、 名称、代表者名)		
運送の方法			
輸入(輸出)港名			
輸出に係る仕向地			
<p>上記のとおり、麻薬向精神薬原料を輸入(輸出)したいので届け出ます。</p> <p>平成 年 月 日 所在地 麻薬等原料営業所 名 称 住 所 氏 名 厚生(支)局長 殿</p>			

⑪. 事故の届出(法第50条の33第1項)

下記の量を超える麻薬向精神薬原料の盗難、所在不明等の事故が生じた場合には速やかに麻薬取締部に地方厚生(支)局長宛の麻薬向精神薬原料事故届を提出して下さい。

届出は別記第40号様式で行って下さい。

- ・ N-アセチルアントラニル酸として40Kgを含有する量
- ・ アセトン150Kgを含有する量
- ・ アントラニル酸として30Kgを含有する量
- ・ イソサフロール4Kgを含有する量
- ・ エチルエーテル140Kgを含有する量
- ・ エルゴタミンとして20gを含有する量
- ・ エルゴメリンとして10gを含有する量
- ・ 塩化水素20Kgを含有する量
- ・ 過マンガン酸カリウム55Kgを含有する量
- ・ サフロール4Kgを含有する量
- ・ トルエン170Kgを含有する量
- ・ ピペリジンとして500gを含有する量
- ・ ピペロナル4Kgを含有する量
- ・ メチルエチルケトン160Kgを含有する量
- ・ 3, 4-メチレンジオキシフェニル-2-プロパノン4Kgを含有する量
- ・ 無水酢酸210Kgを含有する量
- ・ リゼルギン酸として10gを含有する量
- ・ 硫酸20Kgを含有する量

⑫. 疑わしい取引届(法第50条の33第2項)

取り扱う麻薬向精神薬原料が麻薬等の不正な製造に関連すると思料される場合は速やかに麻薬取締部に地方厚生(支)局長宛の麻薬向精神薬原料の疑わしい取引届を提出して下さい。

届出は別記第41号様式で行って下さい。

例)

- ・ 注文者の氏名若しくは住所(法人にあっては、その名称若しくは所在地)又は事業内容が虚偽であると思料される場合
- ・ 注文者の入手目的が、当該注文者の事業内容と一致しないと料される場合
- ・ 支払方法又は運搬方法等が通常取引慣行に反すると料される場合
- ・ その他麻薬等原料業者が、その取り扱う麻薬向精神薬原料の輸入、輸出、製造、小分け又は譲渡しが、麻薬又は向精神薬の製造に関連すると思料する合理的な理由がある場合

別記第40号様式(第45条の6関係)

麻薬向精神薬原料事故届

業務届年月日			
営業者の種類			
麻薬等原料 営業所	所在地		
	名 称		
事故が生じた麻薬向精神薬 原料		品 名	数 量
事故発生時の状況			
〔 事故発生年月日 場所、事故の種類 〕			
上記のとおり、事故が発生しましたので届け出ます。			
平成 年 月 日			
住 所			
氏 名			
厚生(支)局長 殿			

別記第41号様式(第45条の7関係)

麻薬向精神薬原料の疑わしい取引届

業務届年月日			
営業者の種類			
麻薬等原料 営業所	所在地		
	名称		
注文があった麻薬向精神薬原料		品名	数量
注文者の氏名又は住所等 注文者を特定する事項			
注文のあった年月日			
麻薬又は向精神薬の不正な製造に関連する疑いがあると認められる理由			
<p>上記のとおり、疑わしい取引を届け出ます。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>厚生(支)局長 殿</p>			